

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	1
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	2
○土地改良事業計画の変更の認可……………（農業支援課）	2
○農地法により国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画……………（農地調整課）	2
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定……………（農業施設管理課）	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	3
○道路の供用の開始……………（道路課）	3
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）	3
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定……………（出納局総務課）	4
道立教育研究所告示	
○特定調達契約に関する落札者等の公示（3件）……………	4
訓 令	
北海道訓令第7号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年6月2日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項中第16項を第17項とし、第13項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。 13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	

（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築について第6条第2項の申出がされた場合における同条第1項の認定に係るものを除く。）

- (1) 第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をすること。
- (2) 第6条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知すること。
- (3) 第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をした旨を通知すること。
- (4) 第10条の規定に基づき、計画の認定に基づく地位の承継を承認すること。
- (5) 第12条の規定に基づき、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めること。
- (6) 第13条第1項又は第2項の規定に基づき、改善に必要な措置を命ずること。
- (7) 第14条第1項の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。
- (8) 第14条第2項の規定に基づき、計画の認定を取り消した旨を通知すること。
- (9) 第15条の規定に基づき、必要な助言及び指導を行うこと。

別表第4の土木現業所の事項中第35項を第36項とし、第31項から第34項までを1項ずつ繰り下げ、第30項の次に次の1項を加える。

31 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築について第6条第2項の申出がされた場合における同条第1項の認定に係るものを除く。）（支庁長の権限とされているものを除く。）

- (1) 第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をすること。
- (2) 第6条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知すること。
- (3) 第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をした旨を通知すること。
- (4) 第10条の規定に基づき、計画の認定に基づく地位の承継を承認すること。
- (5) 第12条の規定に基づき、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めること。
- (6) 第13条第1項又は第2項の規定に基づき、改善に必要な措置を命ずること。
- (7) 第14条第1項の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。
- (8) 第14条第2項の規定に基づき、計画の認定を取り消した旨を通知すること。
- (9) 第15条の規定に基づき、必要な助言及び指導を行うこと。

附 則

この訓令は、平成21年 6 月 4 日から施行する。				項の規定により、鹿追町の行う土地改良（東瓜幕地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔交換分合附帯農道等整備〕（農業用道路））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。			
告 示				その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成21年 6 月 3 日から20日間、一般の縦覧に供する。			
北海道告示第403号				平成21年 6 月 2 日			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成21年 5 月21日、南長沼土地改良区の定款の変更を認可した。				北海道知事 高 橋 はるみ			
平成21年 6 月 2 日							
北海道知事 高 橋 はるみ				北海道告示第407号			
				森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。			
北海道告示第404号				平成21年 6 月 2 日			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、平成21年 5 月22日、神竜土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。				北海道知事 高 橋 はるみ			
平成21年 6 月 2 日				1 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町熊石鮎川町458の 1 ・熊石大谷町 4 の 1 ・5 の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、熊石鮎川町459の 1			
北海道知事 高 橋 はるみ				2 指 定 の 目 的 魚つき			
				3 指 定 施 業 要 件			
北海道告示第405号				(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法			
農地法（昭和27年法律第229号）第62条第 3 項の規定により、次のとおり国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画を公示する。				ア 主伐は、択伐による。			
「次のとおり」は、省略し、その土地配分計画の予定売渡口数及び予定売渡面積は、北海道農政部農業経営局農地調整課に備え置いて縦覧に供する。				イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（ http : //www.pref.hokkaido.lg.jp/ ）から閲覧することができる。				ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
平成21年 6 月 2 日				(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。			
北海道知事 高 橋 はるみ				（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）			
				北海道告示第408号			
区 分 所 在 地 地 区 名				森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。			
空知支庁	知事作成分	幌加内町	幌加内原野	平成21年 6 月 2 日			
十勝支庁	同	更 別 村	更 別	北海道知事 高 橋 はるみ			
根室支庁	同	別 海 町	上 風 連	1 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）			
同	同	同	矢白別第 1	の所在場所			
同	同	同	西春別第 3	2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備			
同	同	中標津町	計 根 別				
北海道告示第406号							
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1							

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
森町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

- 平成21年6月2日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
長万部町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
長万部町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 文珠砂川線	砂川市晴見1条北9丁目84番1地先から 砂川市晴見1条北9丁目82番1地先まで	平成21. 6. 2	

北海道告示第411号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系篠津川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年6月2日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置
(左岸) 石狩郡新篠津村7932番2地先
(右岸) 同村37番1地先から同村82番1地先まで、同村1085番1地先から同村91番1地先まで及び同村91番2地先から同村918番3地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 14,839.55㎡

北海道告示第412号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項泊村漁業協同組合の事項を次のように改める。

古宇郡漁業協同組合 平成21. 4. 1 古宇郡漁業協同組合

2 売りさばき人の項神恵内村漁業協同組合の事項を削る。

道 立 教 育 研 究 所 告 示**北海道立教育研究所告示第10号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年6月2日

北海道立教育研究所長 穂 積 邦 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道教育情報通信ネットワーク（ほっかいどうスクールネット）ヘルプデスク運用管理業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成21年3月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本電気株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝5丁目7番1号
- 4 落札金額
96,768,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成21年2月13日付け北海道立教育研究所告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立教育研究所
(2) 所在地 江別市文京台東町42番地

北海道立教育研究所告示第11号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年6月2日

北海道立教育研究所長 穂 積 邦 彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算機の賃貸借 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本電子計算機株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
50,044,680円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 氏 名 北海道立教育研究所
(2) 住 所 江別市文京台東町42番地

北海道立教育研究所告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年6月2日

北海道立教育研究所長 穂 積 邦 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
オンライン実習機器更新に係る賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日

平成21年 5 月 8 日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 日本電子計算機株式会社

(2) 住 所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号

4 落札金額

1,147,650円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年 3 月27日付け北海道立教育研究所告示第 7 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立教育研究所

(2) 所在地 江別市文京台東町42番地

